## 別記様式第三十七号の三

	受付印)								※	整理番号			
				不動産取得税還付申請書									
	年	月 日	取	住所又は	所在地								
			得	氏 名 又 及 び 代 表		(フリガオ	-)			( <del>-                                   </del>			
(宛先) 埼玉県	) 県税事務所長		者	法 人 (法人の場	番 号 合のみ)					(電話	(	)	)
年 度		納税		番 号			還付金の			当座	No.		
区 分	納付額	還付を受けようとす		うとする額	納付年月日		振 込 先		支店	普通			
税額	円			円	•	•	<ul><li>※ 還付の申記</li><li>起算して1</li></ul>	情があつた日から 0日を経過した日			•	•	
延滞金								摘		要			
合 計													

還付を受けようとする事由(該当の数字を○印で囲んでください。)

- 1 家屋の取得について主体構造部の取得者以外の者が取り付けた附帯設備に属する部分をも併せて取得したものとみなされて課税を受けたことによる減額
- 2 土地を取得した日から2年以内(平成11年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得した土地については、3年以内(平成16年4月1日から令和8年3月3 1日までの間に取得した場合で地方税法施行令で定める一定の場合は、4年以内))にその土地の上に特例適用住宅が新築されたことによる減額(その土地の取得をした者がその土地を住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は住宅の新築がその土地の取得をした者から直接その土地を取得した者により行われる場合に限る。)
- 3 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅等を取得したことによる減額

- 4 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することについて証明を受け、かつ、自己の居住の用に供したことによる減額
- 5 土地を取得した者が、土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある上記4に該当する耐震基準不適合既存住宅を取得したことによる減額又は土地を取得した者が、土地を取得した日前1年の期間内に、その土地の上にある上記4に該当する耐震基準不適合既存住宅を取得していたことによる減額
- 6 取得した不動産が、その取得の日から1年以内に公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、若しくは移転補償金を受けた不動産又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実と認められる不動産として譲渡し、若しくは移転補償金を受けた不動産に代わるものとなったことによる減額
- 7 譲渡担保財産として取得した不動産を債権の消滅により譲渡担保財産の設定の日から2年以内に譲渡担保財産の設定者に移転したことによる納税義務の免除
- 8 その他の事由による減額・免除(下線部分に該当する規定を記入してください。)
- (1) 県税条例第32条 第 項に該当
- (2) 地方税法附則第11条の4第 項に該当
- (3) 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第11条の4第4項に 該当
- (4) その他(
- 注意 1 この申請書は、埼玉県税条例第32条第8項、第32条の11第1項、第32条の11の2第3項、第32条の11の3第5項、第32条の11の4第3項、第32条の11の5第3項、第32条の11の6第3項若しくは第32条の11の7第3項、地方税法附則第11条の4第3項、第5項又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第11条の4第4項の規定により、既に納付している不動産取得税の還付を受けられることとなつたときに提出してください。
  - 2 ※印の欄は、記入しないでください。